

監事監査報告書

令和元年5月17日

学校法人トキワ松学園
理事会 御中

学校法人トキワ松学園

監事 鬼鞍哲夫



監事 新保博之



私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人トキワ松学園寄附行為第14条の規定に基づき、学校法人トキワ松学園の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の業務並びに財産の状況を監査いたしました。

1. 監査方法の概要

私たちは、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取しかつ重要な決裁書類等を閲覧するとともに主要な関係部署における業務及び財産の状況を調査し、また会計監査人と連携し計算書類等につき検討を行うなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

以上の監査の結果、私たちは意見表明のための合理的な基礎を得たと判断しています。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人トキワ松学園の業務に関する決定及び執行は適正であり、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、学校法人トキワ松学園の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

以上